# 破産・再生事件 予納郵券等一覧表

#### 破産

- ◇同時廃止
  - ●申立手数料(収入印紙)・・・1500円(内訳:破産1000円+免責500円)
  - ●予納郵券・・・84円(債権者数×2)+5枚 10円 3枚

# ◇管財

- ①自然人
  - ●申立手数料(収入印紙)・・・1500円(内訳:破産1000円+免責500円)
  - ●予納郵券・・・94円(×債権者数) 84円(×債権者数)+10枚 10円 10枚
- ②法人
  - ●申立手数料(収入印紙)・・・1000円
  - ●予納郵券・・・94円(×債権者数) 84円(×債権者数)+10枚 10円 10枚
- ※債権者申立の場合の予納郵券は、上記通常管財事件の額プラス1194円×2組。 ※債権者申立の場合の収入印紙は、2万円

# 個人再生

- ●申立手数料(収入印紙)・・・1万円
- ●予納郵券・・・100円 1枚
  - 94円(×債権者数)
  - 84円(×債権者数)+10枚
  - 20円 2枚
  - 10円(×債権者数)+10枚

### 通常再生

- ●申立手数料(収入印紙)・・・1万円
- ●予納郵券・・・500円 8枚 100円 10枚 94円(債権者数×2) 84円 20枚 20円 10枚
  - 10円 30枚 2円 10枚
- ※再生計画案決議のための郵券については、追納を指示する。